堺資循第280号 令和7年7月4日

堺市自治連合協議会 校 区 代 表 者 様

> 堺 市 環 境 局 環 境 事 業 部 長

堺市ごみ減量化推進員への委嘱書等の配付について(依頼)

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は廃棄物行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先日いただきました令和7・8年度堺市ごみ減量化推進員のご推薦書をもとに、 堺市ごみ減量化推進員(以下、「推進員」という。)を委嘱させていただきます。

つきましては下記のとおり、推進員名簿の確認及び推進員への委嘱書等を配布いただき たく存じます。

記

1. 配付資料

封筒①

・ 令和 7・8 年度堺市ごみ減量化推進員 名簿

封筒②

- 委嘱書
- ・ごみ減量化推進員のしおり
- ※推進員が多い校区については、封筒②を 複数用意している場合があります。



2. 依頼事項

- ・封筒①の中にある「推進員名簿」をご確認いただき、<u>誤りがございましたらご連絡</u> ください。
- ・封筒②の中にある「委嘱書」及び「ごみ減量化推進員のしおり」を推進員にお渡しください。

以上

【問合せ先】堺市環境局 環境事業部 資源循環推進課

(担当:瀬尻・山﨑)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:(072)228-7479 (直通)

FAX: (0 7 2) 2 2 8 - 7 0 6 3

e-mail: shijyun@city.sakai.lg.jp

令和7・8年度堺市ごみ減量化推進員名簿(例)

区	校区	役職	氏	名	₹	住所		TEL
×区	○○校区	校区代表者	堺	太郎	587-0013	堺市堺区○●	192-1	×××-0000
×区	○○校区	校区幹事	堺	花子	587-0012	堺市堺区○●	361	×××-0000
×区	○○校区	校区幹事	堺	東子	587-0061	堺市堺区○●	461-1	×××-0000
×区	○○校区		堺	大和	587-0011	堺市堺区○●	379-1	×××-0000
×区	○○校区		堺	南子	587-0002	堺市堺区○●	74 - 6	×××-0000
×区	○○校区		堺	西美	587-0013	堺市堺区○●	125	×××-0000
×区	○○校区		堺	北介	587-0011	堺市堺区○●	25 - 9	×××-0000
×区	○○校区		堺	原美	587-0013	堺市堺区○●	150 - 17	×××-0000



委 嘱 書

- ○○校区
 - ○○○○様

堺市ごみ減量化推進員を委嘱します

ただし令和9年5月31日までとします

令和7年6月1日

堺市長 永藤英機

ごみ減量化推進員しおり



堺市環境マスコットキャラクター



各地域から「ごみ」の減量とリサイクルをすすめよう!



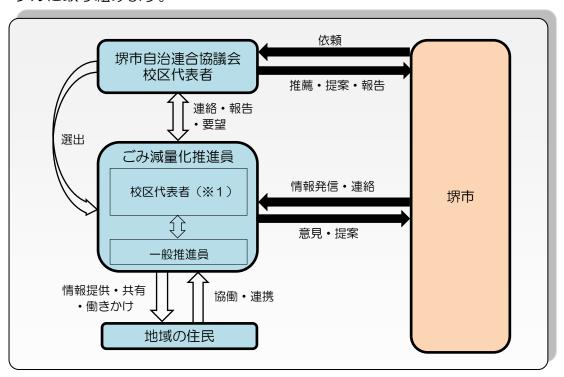
1. ごみ減量化推進員制度について

(1) ごみ減量化推進員(=推進員)の設置目的

ごみ減量化推進員は、市が発信する情報を地域の皆さんに提供・共有するなど、地域の皆さんと市をつなぐ役割を担っていただき、ごみの減量化とリサイクルを進めることを目的に設置しています。

(2) 堺市ごみ減量化推進員制度組織図

以下の組織図のように、各校区と市とが連携・協働して、ごみの減量化とリサイクルに取り組みます。



※1 校区代表者:各校区において、推進員を取りまとめる。

(3) 推進員の任期と任期中の主な流れ

【任期】令和7年6月~令和9年5月までの2年間 【2年間の主な流れ】

(校区代表者による推進員の推薦)

- ①市からの委嘱(委嘱書の受理) + 地域での活動開始
- ②市開催のイベント(予定)への参加
- ③「令和7年度・令和8年度堺市ごみ減量化推進員の活動報告書」の提出

<任期途中での推進員の変更について>

役員の改選等によって、任期途中で推進員を変更する場合があるかと思います。 令和8年3月頃に堺市から、ごみ減量化推進員の変更に関するご案内をいたします。

(4)推進員の活動範囲

自己の居住する校区又は自治会

2. ごみ減量化推進員の活動内容

推進員の方には、地域におけるごみの適正排出と減量化・リサイクルを推進することを目的に、①「ごみ減量化についての市民意識の高揚とごみ減量化活動の推進」、②「ごみの分別収集と適正処理の展開」、③「その他ごみ減量化のために必要な事業の推進」に取り組んでいただきます。

具体的には、当該地域で、以下に例示する活動に取り組んでください。 活動はボランティアでお願いしております。

(1) 地域の皆さんとの情報共有

ごみの分別方法や4R運動について、地域の皆さんとの情報共有を行っていただきます。 【活動例】

- ① 資料の配付・回覧やポスター等の掲示
- ◆情報誌や回覧紙、連絡文書を作成し、各戸に回覧・配布する。
- ◆チラシやポスターを作成し、自治会館・集会所・ごみステーション などに掲示する。



② 会議の開催

◆自治会館などで定期的に会議(講習会、会合等)を行い、ごみの 出し方やステーションの利用方法について、取り決めや確認を行う。



③ 勉強会の開催

- ◆市の出前講座、講習会を利用して、自治会、子ども会、町会、 各種サークルなどで、ごみの減量化や4Rに関する知識を深める。
- ◆市が貸出しをしているDVDなどを視聴することによって、 自治会、子ども会、町会各種サークルなどで、ごみの減量化や4R に関する知識を深める。

④ 催しの実施

- ◆ごみを処理する施設や資源化する施設の見学会を開催する。
- ◆地域の皆さんで集まって、エコクッキングを行い、情報交換を行う。
- ◆校区イベントで、ごみに関する啓発ブースを設置する。
- ◆集団回収実施日に「子ども1日ごみ減量化推進員」を任命するイベントを行う。

⑤ 市が作成した資料の配布やツールの周知

- ◆市発行のガイドブックやチラシを各戸に回覧・配布する。 ※必要なチラシがあれば、要望に合わせて作成することも可能ですので、 市までご相談ください。
- ◆ごみ分別アプリ「さんあ〜る」*(裏表紙参照)*を周知し、スマートフォンへの インストールを促す。
- ◆ムーやんX(旧Twitter (裏表紙参照)へのフォローを促す。

⑥ 地域の市民への直接的な啓発・指導

- ◆ごみステーション等を巡回し、適正排出がされているかの確認を行う。 不適正であった場合は、上記の①~⑤の方法によって、啓発や指導を行う。
- ※市では、ごみ減量化推進員の活動中の事故に対する傷害保険に加入しております。



※堺市は「4R(よんあーる)」を推進していますが、ごみ分別アプリは堺市独自のアプリでなく、 他の自治体と共通のアプリのため、「さんあ~る」という名称となっています。

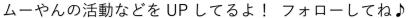
~水平リサイクル~令和7年4月開始

正しく分別することで何度もペットボトルに生まれ変わります





【公式】堺市環境局「ムーやん」X(旧 Twitter (@sakai_Muyan))





(編集・発行) 堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 (TEL) 072-228-7479 (直通)

(FAX) 072-228-7063

(URL) http://www.city.sakai.lg.jp



ごみ・リサイクルのページ

http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/index.html